

VIII その他

●都市景観

●都市計画提案制度

●都市景観



福山市鞆地区

1 都市景観大賞受賞

近年の社会経済活動の活発化、市民生活の高度化に伴い、うるおいのある豊かな社会を創造することが、重要なテーマとなっており、これに伴い快適な都市や住環境、緑豊かな美しいまちづくりに対する関心が高まっています。

このような背景のもと、都市景観に対する住民の意識がさらに高まり、都市景観に対する様々な合意が形成されていくことが、都市の景観形成を推進する上で重要となってきています。そのため、都市景観に対する国民意識の高揚を図り、住民・事業者等の参加による良好な都市景観の形成を促進することを目的として1990年(平成2年)より毎年10月4日が「都市景観の日」と定められました。翌1991年(平成3年)には、関連事業の一環として、望ましい都市空間の整備並びに都市景観形成に係る諸活動をより一層推進するため、新たに「都市景観大賞」が創設され、良好な都市空間が培われてきているまとまりのある地

域・地区は「都市景観100選」として、また、良好な景観が形成された地区については「景観形成事例」として表彰されました。

その後、2001年度(平成13年度)より、表彰名が「美しいまちなみ賞」と改められ、美しいまちなみを創り育てるために、公民が協力しハードとソフトを含めた総合的な取り組みが行われている地区について表彰されることとなりました。

福山市では都市景観100選として「福山市鞆地区」及び「福山城周辺地区」が、景観形成事例小空間レベルとして「福山市道三川地区」が、そして美しいまちなみ賞として「久松通り」がそれぞれ受賞しています。

2 都市景観大賞の部門

◇部門Ⅰ 都市景観100選

(1991年度(平成3年度)

～2000年度(平成12年度))

都市形成の歴史の中で、「都市

環境の総体」として良好な都市空間が培われているまとまりある地域、地区に係わる行政、経済、文化等の都市における諸活動が複合的に行われる都市中心部が対象となり、都市の顔として多くの人々がそれぞれの都市の誇りを感じる地区を選定することにより、わが国の良好な都市景観の代表例を集めることを目的としています。

◇部門Ⅱ 景観形成事例部門

(1991年度(平成3年度)

～2000年度(平成12年度))

■地区レベル

都市づくりに係わる複数の事業、活動等により良好な景観が形成された地区にかかわる表彰。

■小空間レベル

素材の使い方、きめ細かいデザイン上の配慮等、空間デザインに積極的に取り組んだ小さいまとまりのある空間にかかわる表彰。

美しいまちなみ賞

(2001年度(平成13年度)～)

美しいまちなみを創り、育てるために、公民が協力し、ハードとソフトを含めた総合的な取組が行われている地区を表彰。



福山市鞆地区

3 福山市受賞地区

部門Ⅰ 都市景観100選

『福山市鞆地区』

1992年(平成4年)受賞

鞆町に残されている瀬戸内海の風景美と七卿落遺跡を中心とする町並みや常夜燈、雁木等の歴史的な港湾施設を保全しつつ、歴史的な道筋を整備し、鞆の町並みにふさわしい景観形成を図っています。



福山市鞆地区

『福山城周辺地区』

1996年(平成8年)受賞

福山城周辺は、都心部には得難い自然と貴重な文化財を有しており、国の史跡をはじめとする歴史・文化遺産と調和するように美術館や博物館等を建築し、公園の整備や遊歩道の緑化等の空間整備により、神社・仏閣等の周辺環境と融和した、独特の魅力を持った都市景観を醸し出しています。



福山城周辺地区

部門Ⅱ 景観形成事例部門

■小空間レベル

『福山市道三川地区』

1994年(平成6年)受賞

市街地中心部において、川を活用した帯状の公園(遊歩道・親水広場等)として、従来の市街地を流れる川のイメージを払拭し、清流の川で人と水が触れ合い、快適で潤いがある環境に優しい水辺づくりを行っています。



福山市道三川地区

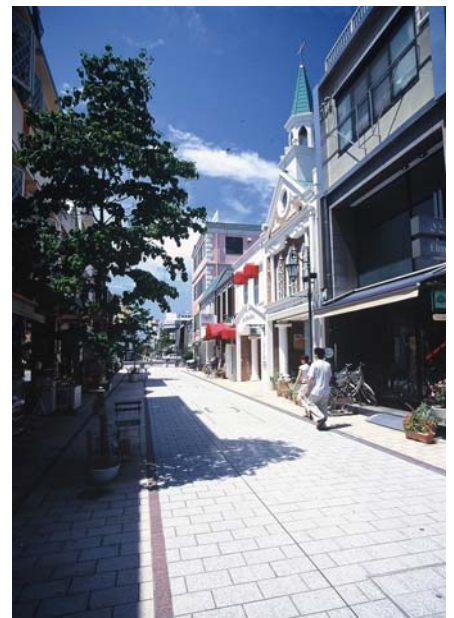
美しいまちなみ賞

■美しいまちなみ優秀賞

『久松通り』

2001年(平成13年)受賞

久松通り商店街は、JR 福山駅の南約 400m に位置しており、通りに面して店舗・店舗併用住宅・専門学校などが立地していましたが、店主の高齢化に加え、集客施設の閉館や大型店立地により、空店舗が目立っていました。市が道路事業を行うことにより、TMO・商店街共同によるオープンモール整備計画が推進され、まちづくり協定・委員会設定など都市景観に対する取り組みが継続的に進められています。



久松通り

●都市計画提案制度

都市計画提案制度とは、住民やまちづくり NPO 法人などが、都市計画について提案することができる制度です。この提案制度により、まちづくりや都市計画に対する住民の関心を高め、主体的かつ積極的な住民参加を促し、住民や行政が一体となったまちづくりを進めることができます。

■提案できる者

提案することができる者は、次のいずれかに該当する者です。

- ①土地所有者、地上権・賃借権を有する者
- ②まちづくり活動を行う NPO 法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、まちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとして国土交通省令で定める団体

■提案できる都市計画

福山市が定める全ての都市計画について提案できます。

手続きの流れ

